

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



56歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

考えたい「年収の壁」対策

パート・アルバイトの社会保険の適用が拡大

こんにちは、高橋学です。今月は「社会保険の適用拡大」と、その「影響と対策」についてご紹介します。

皆さんは2024年10月から、パート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わったのをご存じでしょうか。週20時間以上勤務の短時間労働者も、所定内賃金が月額8万8,000円以上などの条件を満たせば厚生年金に加入できる対象企業が、これまでの従業員数「101人以上」から「51人以上」に広がりました（図表1）。

しかし一方、パート・アルバイトの方の社会保険の加入は、ある経営課題につながる可能性があります。「年収の壁」への対応です。年収の壁とは、収入が一定額を超えた場合、新たに税金や社会保険料負担が発生し、手取り収入が減ってしまう節目となる年収額のこと。社会保険料の負担による「年収の壁」には、①適用拡大で該当者が増える「106万円の壁」（社会保険の加入条件である月収8万8,000円のおよその年換算額）と、②従業員数50人以下の企業などに勤める方が、配偶者の扶養を外れ国民年金・国民健康保険に入ることになる「130万円の壁」があります。壁の範囲内となるよう就業時間を調整する方も少なくなく、こ

うした「働き控え」が、パート・アルバイトで働く方たちのキャリアを阻むと共に、企業の人手不足を加速させる原因の1つになっているとの指摘もあります。

知っておきたい厚労省の「年収の壁」支援策

パート・アルバイトの方に、「年収の壁」を超えて活躍してもらいたいと考える経営者が覚えておきたいのが、厚生労働省が実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」です。同パッケージは、短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しする支援策。前述した2つの壁について、それぞれ対応策を用意しています。

まずは「106万円の壁」への対応。パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せ、賃上げや保険料相当額の手当支給、労働時間の延長などといった手取り収入を減らさない取り組みを行う企業に対し、労働者1人当たり最大50万円の助成を行います（図表2）。

一方「130万円の壁」については、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作っています。詳細は、同省の「社会保険適用拡大特設サイト」で知ることができます。



■ 図表1 2024年10月より新たに
社会保険の加入が義務化された
パート・アルバイトの方

対象となる企業

- 従業員数51人以上の企業

加入対象者（以下の全てに当てはまる人）

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8万8,000円以上^{※1}
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

※1 基本給及び諸手当を指す。通勤手当・残業代・賞与などは含まない。

■ 図表2 キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の概要
（「106万円の壁」への対応）^{※2 ※3}

1 手当等支給メニュー

	要件	1人当たり 助成額
1	賃金の15%以上を追加支給 （社会保険適用促進手当等）	1年目 20万円
2	賃金の15%以上を追加支給 （社会保険適用促進手当等）他	2年目 20万円
3	賃金の18%以上を増額 （労働時間延長による手取り増も含む）	3年目 10万円

※2 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は4分の3の額。

※3 1年目に①の取り組みによる助成（20万円）を受けた後、
2年目に②の取り組みによる助成（30万円）を受けることが可能。

2 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長 + 賃金の増額		1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上4時間未満	5%以上	
2時間以上3時間未満	10%以上	
1時間以上2時間未満	15%以上	

（出所）厚生労働省の資料をもとに筆者作成